

答申第1号

答申

1 オンライン結合による情報提供について

(担当課) 生活環境部住民課、情報政策課

ア オンライン結合する事務の名称

ＩＣカード標準システムを活用した住民基本台帳カードの広域での
多目的利用促進事業（伊賀市・名張市証明書広域自動交付事業）

イ 個人情報の内容

（住民票の写し）

氏名 出生の年月日 男女の別 世帯主の氏名及び続柄 戸籍の表
示 住民となった年月日 住所及び転居した者については、その住
所を定めた年月日 届出の年月日及び従前の住所

（印鑑登録証明書）

氏名 出生の年月日 男女の別 住所 印影

ウ 対象者

伊賀市の住民基本台帳に記録されている者

エ 審査会の意見

オンライン結合をすることにより、伊賀市民と名張市民の相互に
とっての利便性が向上するとともに、伊賀市民に対する住民サービ
スの向上が図られなど、公益上の必要が認められる。かつ、サーバ
ーを民間企業に設置委託するが、データ情報の厳正な管理、セキュ
リティーポリシーの整備等が図られることにより、個人の権利利益
侵害を回避するための対応は図られているものと認められる。

オ その他

当審査会の判断は以上であるが、個人情報の取り扱いについて、
一言付け加える。

現段階におけるシステムや制度上の安全性に慢心することなく、
個人情報の保守管理に関しては徹底していただきたい。

2 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月19日	諮問書受理
平成20年11月25日	各所管課に理由説明を求む 審議 答申 (第1回審査会)